

社会福祉法人森友会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森友会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員の報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤の役員を置いた場合、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 この法人は、非常勤の役員に対して、その職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている非常勤の役員に対しては、報酬は支給しない。
- 3 非常勤の役員には、理事会又は評議員会への出席（電話会議又はテレビ会議により開催する場合を含む。）その他の会議等への出席等（法人・施設業務のための出勤を含む。）の都度、日額による報酬を支給する。
- 4 この法人は、常勤の役員を置いた場合、賞与及び退職手当を支給することができる。
- 5 この法人は、非常勤の役員には、賞与及び退職手当を支給しない。

(役員の報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の役員を置いた場合、報酬、賞与又は退職手当の額は、評議員会の決議を経て本規程を改訂して定める。

- 2 非常勤の理事の報酬の年間総額は、30万円の範囲内とする。
- 3 非常勤の監事の報酬の年間総額は、30万円の範囲内とする。
- 4 非常勤の役員の報酬の日額は、一人当たり1万円（源泉徴収後）とする。

(評議員の報酬の支給)

第5条 この法人は、評議員に対して、その職務執行の対価として報酬を支給するものとする。

- 2 評議員には、評議員会への出席（電話会議又はテレビ会議により開催する場合を含む。）その他の会議等への出席等（法人・施設業務のための出勤を含む。）の都度、日額による報酬を支給する。
- 3 この法人は、評議員には、賞与及び退職手当を支給しない。

(評議員の報酬の算定方法)

第6条 評議員の報酬の年間総額は、定款第8条に定める金額（50万円）の範囲内とする。

2 評議員の報酬の日額は、一人当たり1万円（源泉徴収後）とする。

(報酬の支給方法)

第7条 常勤の役員を置いた場合、報酬は、毎月21日（ただし、その日が、土日祝日の場合は、前銀行営業日）に支給する。

2 非常勤の役員の報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 評議員の報酬は、評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

4 報酬は、銀行振込みまたは現金支給の方法により支払う。

(費 用)

第8条 役員又は評議員が出張する場合は、別に定める本部旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員又は評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公 表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年8月24日に遡及して適用する。